

第 94 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 5 年 11 月 13 日（月） 9：30～11：00
場 所	大津合同庁舎 6 階 6-D 会議室
出席委員	小林委員長、北谷委員、須藤委員

●委員長、副委員長の選任

委員長に小林委員、副委員長に北根委員が選任された。

結果

工事成績評定における説明請求に対する県の回答は妥当と判断された。

議題（1）：工事成績評定に対する再説明請求の審査について

事務局	（概要説明） 本件について、運営要領第 12 条「申立の徒過その他客観的かつ明白に申立の資格を欠くと認められるときは、その申立を却下することができる。」に該当するかお諮りしたい。
小林委員長	該当しないと考えてよろしいか？（各委員了承）
発注機関	（概要説明）
小林委員長	「創意工夫」の評価項目について基準はあるのか？案件ごとに判断するのか？
発注機関	受注者から創意工夫をした内容について報告をしてもらい、個別に評価する。
事務局	考査項目別運用表を基に一定の基準を設けている。
小林委員長	今回の論点について 3 点あるので一つずつ審議していく。 【論点①「汚濁防止フェンス設置位置水位での施工」について】

北谷委員	<p>申立者あてに「汚濁防止フェンスの設置場所を変更し、水深1 m以下となるか検討願います。」と回答しているが、検討した結果の記載がないため、説明いただきたい。</p> <p>また、説明請求に対する回答を発出した日は9月14日となっているが、請求者から書面で再説明請求の発出日は10月2日で18日が経過している。これでは説明回答を受けた日から14日以内に説明請求をしていないため、受付ができないのではないか。</p>
発注機関	<p>申立者に対して、検討するように指示したが回答がなく、汚濁防止フェンスのカーテン長2 mで対応されたもの。</p> <p>説明請求に対する回答を発出した日は9月14日となっているが、申立者の受領日は9月19日であり14日以内に説明請求をされているため手続き上問題は無い。</p>
須藤委員	<p>汚濁防止フェンスの設置場所を水深2 mで施工しなければならない場合、設計変更で対応するべきであり、創意工夫ではないと考える。</p>
須藤委員	<p>【論点②「法覆護岸工で使用する吸出し防止材を護岸断面長（L=10.8m/本）で発注し施工中の横断端部をなくす」について】</p> <p>申立者の創意工夫の狙いは何と考えるのか？</p>
事務局	<p>現場での継ぎ施工箇所がなくなり、効率がよくなる。また見栄えが良くなるというところが申立者の狙いと考える。</p>
須藤委員	<p>見栄えの評価より、製品ロスの低減の観点で評価できるのでは？</p>
発注機関	<p>吸出し防止材を組み合わせることによって製品ロスの低減はできるため、評価に値しない。</p>
事務局	<p>既に論点②の工夫については別の評価項目「工事の進捗を早める取組を行っている」で評価している。</p>
小林委員長	<p>滋賀県から請求者へ回答する文書には、製品ロスの低減効果に関して、触れられていないため、ここに触れて回答していただきたい。</p>

	<p>【論点③「現場事務所に監視カメラを設置する」について】</p>
須藤委員	監視カメラを設置することは特段珍しいことではないのでは？
発注機関	特段珍しいことではない。他の現場でも設置されていることが多い。特別な理由がない限り加点はしていない。
須藤委員	今回評価しない理由は配置場所が悪かったからか？
発注機関	そのとおりである。設置の主目的は河道内の現場状況の監視である。一方、論点とされているカメラは、現場事務所のための監視カメラであり、主目的に合致しないので、評価に値しない。
須藤委員	監視カメラの設置を評価できる項目は創意工夫以外ないのか？
発注機関	今回は該当しない。評価できるなら、創意工夫の「安全衛生」に該当する可能性がある。
須藤委員	評価項目に監視カメラの設置について具体的に設定すべきでは？
事務局	検討させていただく。
小林委員長	成績評定に関しては、要領に基づき適正に行われていると判断し、説明請求に対する県の回答は妥当であるとしてよろしいか（各委員了承）

以上